

(別紙)

## 群馬県建設工事検査基準

(目的)

第1 この技術基準は、群馬県が執行する建設工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来形を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約図書の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオ等による記録を含む）（以下「各種の記録」という。）と、契約図書と対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、土木工事は別表第2、建築工事は別表第4、電気設備工事は別表第5、機械設備工事は別表第6に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約書第31条2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質に関する各種の記録と設計図書を対比し、土木工事は別表第3、建築工事は別表第4、電気設備工事は別表第5、機械設備工事は別表第6に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書第31条2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付け等の程度及び全体的な外観について目視、観察により行うものとする。